

平成17年 第4回沼田町議会臨時会 会議録

平成17年11月25日(金)

午後 4時03分 開 会

1. 出席議員

議 長	1 番	杉 本 邦 雄	議 員				
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員	
	4 番	久 保 寛	議 員	5 番	津 川 均	議 員	
	6 番	山 田 英 次	議 員	7 番	上 野 敏 夫	議 員	
	8 番	絵 内 勝 己	議 員	10 番	中 村 保 夫	議 員	
	11 番	野 道 夫	議 員	12 番	橋 場 守	議 員	
	13 番	大 沼 恒 雄	議 員				

2. 欠席議員 9 番 吉 田 好 宏 議 員

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 西 田 篤 正 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	藤 間 武 君	総務課長	金 子 幸 保 君
地域振興課長	生 沼 篤 司 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	矢 野 潔 君	住民生活課長	辻 広 治 君
建設課長	神 憲 彦 君	旭寿園園長	田 中 聡 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教 育 長 松 田 剛 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 浅 野 信 行 君 書 記 齊 藤 真 二 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
議案第 6 6 号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 6 7 号	沼田町活性化センター設置条例の一部を改正する条例について

(開会宣言)

○副議長（杉本邦雄副議長）これより、本日をもって招集されました、平成17年第4回沼田町議会臨時会を開会いたします。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○副議長（杉本邦雄副議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 横山議員、3番 室田議員を指名致します。

(会期の決定)

○副議長（杉本邦雄副議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は、本日1日間に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（杉本邦雄副議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一般議案)

○副議長（杉本邦雄副議長）日程第3、議案第66号 町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第66号 町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。平成17年11月25日提出。沼田町長名でございます。

中身につきましては大きく分けて4項目ございます。第7条、この関係につきましては、扶養手当の項目でございます。配偶者等の扶養手当13,500円を13,000円に改めるということで500円の減となります。

第14条、これにつきましては勤勉手当の項目でございます。この勤勉手当の項目中、12月の勤勉手当を0.7から0.75、0.05ヶ月分引き上げるという改正でございます。

次に3番目と致しまして、別表の第3条関係でございます。行政職の給料表を別

表のとおり改めるということでございます。この関係につきましては、平均 0.3%の減ということになってございます。また、附則の方をご覧頂きたいと思います。第 1 条、この条例は平成 17 年 12 月 1 日から施行するということになってございます。

4 番目の主な項目の関係でございますけども、附則の第 5 条をお開き願いたいと思います。ここに平成 17 年 12 月期末手当の調整措置ということで、4 月の給与額に 0.36%を乗じ得た額に 4 月から実施の日の属する月の前月までの月数、4 月から 11 月までの 8 ヶ月間を掛けて得た額と、6 月期の期末手当、勤勉手当の額に 0.36%を掛けて得た額の合計額を、今回 12 月期末手当の額から差し引くという措置でございます。算式につきましては、平成 17 年度給与改正の概要等に載せてございますので、後程ご覧頂きたいと思います。

以上で今回の、給与改正に関わる説明を終わらせて頂きます。宜しくご審議の程お願い申し上げます。

○副議長（杉本邦雄副議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（杉本邦雄副議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（杉本邦雄副議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第 66 号は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第 4、議案第 67 号 沼田町活性化センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育委員会次長。

○教育次長（金平嘉則次長）議案第 67 号 沼田町活性化センター設置条例の一部を改正する条例について。沼田町活性化センター設置条例の一部を改正する条例を提出する。平成 17 年 11 月 25 日提出、町長名でございます。

今回の活性化センター設置条例の改正につきましては、今建設が終わりまして 12 月 2 日に落成式を行う、共成地区活性化センターに関して、その一部を改正するものでございます。

これに関しましては、5点ばかりございまして、題名につきまして、沼田町活性化センターの設置という言葉を取ります。これにつきましては本来、設置条例を管理条例が必要でありますけれども、本町におきましては管理条例を含めた条例に変更するということで、この設置という言葉をまず1点目取りました。

2点目につきましては、住所の変更でございます。現住所が字共成96番地2でございますけれども、これが字共成95番地1に変更ということが2点目。

3点目でございますけれども、規則で定めるとありますけれども、これは現在教育委員会が、規則で行っていますのでその教育委員会が定めるという事で、それを明記したと。

それから4番目に、先ほど言いましたように、管理も含めるということですので、活性化センターは沼田町教育委員会が管理するというふうに明記させて頂きました。

最後ですが、今回の条例につきまして、共成地区の各部屋の名称の変更それから使用料の変更ということで、次の頁に共成地区の新しい集会室。それから、調理実習室、それから和室の3部屋ございますので、それぞれの面積におきまして平成14年度から他の施設も適用しています面積の区分によりまして、新たな料金使用料と暖房料を設定したということでございますので、以上宜しくご審議お願い致します。

この条例につきましては、17年12月1日から施行するということでございます。以上でございます。

○副議長（杉本邦雄副議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（杉本邦雄副議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（杉本邦雄副議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第67号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（杉本邦雄副議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（閉会宣言）

○副議長（杉本邦雄副議長）以上で、本臨時会に付議された案件は、すべて終了致しました。これにて、平成１７年第４回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

１６時１２分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員